母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令について（概要）

こども家庭庁成育局母子保健課

１．改正の趣旨

○　母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第16条第１項に基づき、市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないこととされており、同条第３項に基づき、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「施行規則」という。）第７条において母子健康手帳の様式が定められている。

○　「デジタル行財政改革　取りまとめ2026」（令和８年７月７日デジタル行財政改革会議決定）等において、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、令和８年度中に情報連携基盤（PMH）上の電子版母子健康手帳機能の開発・実証、関係法令の整備等を行うこととしている。これを受け、令和８年度中に電子版母子健康手帳のモデル事業実施地域における実証を通じて検証を行い、詳細な項目及び用語等について整理を行った。この整理を踏まえ、令和９年度以降の電子版母子健康手帳の運用等に必要な母子健康手帳の様式の改正を行うもの。

２．改正の内容

○　施行規則様式第三号（母子健康手帳の様式）について、下記の改正を行う。

（１）　令和９年度以降の電子版母子健康手帳の運用に向け、健康診査の結果等を記載する欄について、用語や記載欄の改正を行う。

（２）　その他所要の改正を行う。

○　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする等の経過措置を設ける。

３．根拠条項

法第 16 条第３項

４．施行期日等

公布日：令和９年１月末（予定）

施行期日：令和９年４月１日